

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(所得税)(国税8)(所得税:外)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど活発化した公益社団・財団法人の、復興活動を始めとする公益活動が活発化しているが、その活動を一層促進するためには、その重要な原資である個人からの寄附を一層行いやすくすることで基盤の強化を図ることが必要であることから、公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるパブリックサポートテストを満たす法人に対する寄附金のみが税額控除の対象となっている現状を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	当初は、全公益社団・財団法人への寄附について所得控除と税額控除の選択適用とすることを要望していたが、結果として、平成23年度の税制改正において、公益社団・財団法人への寄附金に係るパブリックサポートテストを満たした法人に対する寄附にかかる所得控除と税額控除の選択適用とする現行制度が創設された。 平成23年度税制改正大綱において、「公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。」及び「認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討します。」とされている。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民が支える「新しい公共」を実現する。 ----- 《政策目的の根拠》 ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) ・復興への提言～悲慘の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議) ・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議) ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) ・新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定)

			「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応(「新しい公共」円卓会議) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 15. 公益法人制度改革等 【政策】 1. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 (1). 公益法人制度改革の推進	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤の強化を図ることで、その公益活動の活発化を図る。 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団、財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略) ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額 ・税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団、財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略) ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公益社団・財団法人の寄附金収入(公益活動の財政基盤)が増加されることにより、公益活動の拡大が見込まれる。	
8	有効性等	① 適用数等	PST要件の下では税額控除の対象となっていなかった法人へ寄附を行っていた寄附者が、所得控除から、税額控除へ異動するものと予測されるとともに(約40,000人程度(申告所得税標準調査等から推計))、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えるため、今後、寄附者の総人数、寄附金総額が増加することとなる。
		② 減収額	初年度及び平年度：▲300(百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年6月～平成25年3月) 平成23年9月12日時点で、全国で約2000法人の公益社団・財団法人が誕生しているうち、93法人がパブリックサポートテストを満たしていることの証明を受け、所得控除と税額控除の選択制の対象となっている。 東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動を中心とする公益活動を活発に実施しており、これらの法人の活動を支える、個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれる。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年6月～平成25年3月) ・当初では、平成23年4月より税額控除制度が導入される予定であったところ、同年6月末よりの制度導入となったことから、内閣府で実施したアンケートの結果、全公益社団・財団法人のうち約3割に当たる法人がPST要件を満たすことを想定しているが、現状の申請率は低くなっている。 ・全公益社団・財団法人に対する寄附が所得控除と税額控除の選択制の対象

		<p>となることにより、より多くの法人が公益認定を受けるインセンティブとなり、さらにこの法人を市民が支えることで寄附者数、寄附金総額の増加が見込まれ、民による公益活動が活発化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金の税額控除という小口の寄附に経済的効用の高まる制度を導入することで、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えることで、それらの寄附を原資とする公益活動が増加する。</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PST要件を満たす法人は収入の規模が大きな法人が多く、小規模法人、地元密着の法人では要件を満たすことが困難となり、個人から寄附を集める上で相対的に不利になる。</li> <li>すでにPST要件を満たしている法人に個人寄附が集中する。その結果寄附が偏在し、さらにその偏在が固定化するおそれがある。</li> <li>認定NPO法人に仮認定制度が導入されるため、認定NPO法人と同等以上のガバナンスや事業の公益性等を民間有識者からなる第三者機関によって認められている公益法人よりNPO法人が税制面で優遇されるという状況が生じる。</li> </ul> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍増とする(新成長戦略)ために、税制上の支援措置が必要である。</li> <li>税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、東日本大震災の復興をはじめとする、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。</li> </ul>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国から直接の支出等によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を講じることで、民間からの寄附金(公益活動の財政基盤)収入の拡大を支援することが「民による公益の増進」・「新しい公共」という制度趣旨に沿っている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>税制上の支援以外の、支援措置・義務付け等は、実施していない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>今回の要望は、所得税(国税)に係るものである。</p>
10	有識者の見解	<p>東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)</p> <p>『東日本大震災からの復興に当たっては、復興の担い手、資金等の観点から「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。』</p> <p>復興への提言～悲慘の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議)</p> <p>『今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを</p>

		<p>後押し、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。』</p> <p>「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議)</p> <p>東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ(平成23年3月31日公益認定等委員会委員長 池田守男)</p> <p>『是非ともこれまで培ってこられた専門的知見や経験、財産を活かし、被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向け、取り組んでいただきたいと思います。』</p> <p>平成24年度税制改正に関する要望について(平成23年7月 公益法人協会)</p> <p>『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等もしくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益法人として、適格性が認められた法人であり、その上にPST要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい公共」宣言</li> <li>「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応</li> </ul>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

税額控除を全面的に適用することによる減収見込みの考え方

<前提>

『平成20年分 申告所得税標本調査-調査結果報告-平成22年3月 国税庁長官官房企画課 第3表「所得控除表」』を基に作成。

※ 当該標本調査においては、1500万～2000万円が一つの所得階層とされているが、1800万円を境とするために、当該所得階層については、1500万～1800万：1800万～2000万の金額・人数比率を3：2と仮定し、分割している。

所得控除から税額控除への移動者数について

寄附金に係る所得控除制度と税額控除制度における控除額は、以下のとおり。

・税額控除制度：所得税額－（寄附金額－2千円）×40%

・所得控除制度：{所得額－（寄附金額－2千円）}×所得税率

これを踏まえると、所得税率40%未満の層は税額控除を選択すると考えられる。

従って、**特定公益増進法人（公益法人）に対する寄附者のうち、所得1800万円（所得税率：40%）を下回る者の全てが所得控除から税額控除へ移動するものと仮定する。**

公益法人への寄附者数・金額（税額控除導入による効果）について

(1) 寄附者数の増加

平成20年1月に内閣府が実施したアンケート調査によると、寄附を増やすための条件として、「税の優遇措置が受けられること」が12.8%を占めている。（内閣府経済社会研究所「季刊国民経済計算」No.135）

当該アンケート結果を踏まえ、税額控除制度の創設により、現状と比較して、税制優遇の範囲が大きく拡大することで経済的効用が高まる、**所得1800万円以下の各所得階層について、新たに公益法人へ寄附金を支出する者が、13%増加**するものと仮定。

所得1800万円以下の寄附者が約4万人いるため、4万×0.128より

特定公益増進法人（公益法人）について、**新たに約5千人の寄附者が発生。**

(2) 寄附金額の増加

1人当たりの寄附金額についても、経済的効用が高まる所得1800万円以下の各所得階層ごとに、**既存の所得控除制度下における実質負担額（寄附金額－控除額）と同程度になるまで増加**するものと仮定。

（算出方法）

ア 現状の寄附金控除における実質負担額

= 寄附金額－（寄附金額－2千円）×所得税率

イ 税額控除制度における実質負担額

= 寄附金額－（寄附金額－2千円）×40%

○ アとイの実質負担額が均等となるように増加する寄附金額を算出

※ 所得1800万円以上の者については、寄附金額・寄附者数ともに、現状のままであると仮定。

<表3> 税額控除制度の導入による効果（寄附者数・寄附金額）

	税率	公益法人への寄附(平成21年度実績)			税額控除を導入後想定				
		寄附者人数	寄附金支出額(一人当たり)	寄附金額	一人当たり実質負担額	寄附者数	一人当たりの寄附金額	寄附金額	
単位	%	人	千円	百万	千円	人	千円	百万	
70万円以下	5	407	46	19	44	460	72	33	
100万円〃		814	33	27	31	920	51	47	
150万円〃		2,438	35	86	34	2,754	55	151	
200万円〃	10	3,784	37	142	36	4,275	58	248	
250万円〃		3,941	41	160	37	4,453	60	267	
300万円〃		2,631	46	122	42	2,973	68	204	
400万円〃	20	3,905	54	210	43	4,412	71	313	
500万円〃		3,233	61	197	49	3,653	81	295	
600万円〃		2,788	64	178	51	3,151	84	266	
700万円〃		2,464	71	176	57	2,784	94	263	
800万円〃	23	2,107	80	169	62	2,381	102	244	
1000万円〃		3,415	87	297	59	3,859	97	374	
1200万円〃		2,646	108	286	73	2,990	120	360	
1500万円〃	33	3,430	125	429	84	3,875	139	540	
1800万円〃		2,345	153	359	103	2,649	171	453	
小計		40,345		2,856		45,590		4,057	
2000万円〃	40	1,563	153	240	153	-	-	240	
3000万円〃		3,683	202	744	202	-	-	744	
5000万円〃		2,741	299	819	299	-	-	819	
1億円〃		1,404	585	821	352	-	-	821	
2億円〃		371	1,355	503	1,355	-	-	503	
5億円〃		116	2,893	335	2,893	-	-	335	
10億円〃		23	9,231	215	9,231	-	-	215	
20億円〃		11	9,596	106	9,596	-	-	106	
50億円〃		2	9,561	22	9,561	-	-	22	
100億円〃		1	46,405	58	46,405	-	-	58	
100億円超		0	10,005	3	10,005	-	-	3	
計			50,260		6,720		55,505		7,921

算出方法)

一人当たり実質負担額：1人当たりの寄附金額－（1人当たりの寄附額－2千円）×所得税率

税額控除導入後の寄附者数：現状の寄附者数×1.13

税額控除導入後の一人当たりの寄附金額想定

：1人当たりの実質負担額×100/60-8000/6×1/1000

（計算過程）

・税額控除制度における実質負担額＝寄附金額－（寄附金額－2千円）×40%

・ 1人当たりの実質負担額をA、寄附金額をxと置く。

- ①  $A = x - (x - 2000) \times 0.4$   
 $= x - (0.4x - 800)$   
 $= 0.6x + 800$
- ②  $0.6x = A - 800$
- ③  $x = 10/6A - 8000/6$

寄附金額：寄附者数 × 1人当たりの寄附金額

6. 税額控除制度の創設による減収見込み額 7

(1) 現時点における減収額 = (寄附金額 - 2千円) × 所得税率 (累進) = 約 22 億円。

(2) 税額控除制度創設における減収額

- ① 所得 1800 万円以下の者：減収額 (税額控除額) = 所得税額 - (寄附金額 - 2千円) × 40%
- ② 所得 1800 万円以上の者：(1) と同額  
 → 税額控除制度の創設による減収額は、約 31 億円

(3) 税額控除制度の創設による減収額

○ 約 31 億円 - 約 22 億円 = 9 億円

<表 4> 税額控除制度を創設した場合の減収額

単位	税率	公益法人への寄附(平成21年度実績)			一人当たり実質負担額	税額控除を導入後想定			
		寄附者人数	寄附金支出額(一人当たり)	減収額		寄附者数	一人当たりの寄附金額	減収額	
	%	人	千円	千円	千円	人	千円	千円	
70万円以下	5	407	46	1	44	460	72	13	
100万円〃		814	33	1	31	920	51	18	
150万円〃		2,438	35	4	34	2,754	55	58	
200万円〃		3,784	37	7	36	4,275	58	96	
250万円〃	10	3,941	41	15	37	4,453	60	103	
300万円〃		2,631	46	12	42	2,973	68	79	
400万円〃	20	3,905	54	40	43	4,412	71	122	
500万円〃		3,233	61	38	49	3,653	81	115	
600万円〃		2,788	64	34	51	3,151	84	104	
700万円〃		2,464	71	34	57	2,784	94	103	
800万円〃	23	2,107	80	38	62	2,381	102	96	
1000万円〃		3,415	87	96	59	3,859	97	147	
1200万円〃	33	2,646	108	93	73	2,990	120	142	
1500万円〃		3,430	125	139	84	3,875	139	213	
1800万円〃		2,345	153	117	103	2,649	171	179	
小計		40,345		670		45,590		1,586	
2000万円〃	40	1,563	153	95	153	-	-	95	
3000万円〃		3,683	202	295	202	-	-	295	
5000万円〃		2,741	299	325	299	-	-	325	
1億円〃		1,404	585	327	352	-	-	327	
2億円〃		371	1,355	201	1,355	-	-	201	
5億円〃		116	2,893	134	2,893	-	-	134	
10億円〃		23	9,231	86	9,231	-	-	86	
20億円〃		11	9,596	42	9,596	-	-	42	
50億円〃		2	9,561	9	9,561	-	-	9	
100億円〃		1	46,405	23	46,405	-	-	23	
100億円超		0	10,005	1	10,005	-	-	1	
計					2,207				3,124

減収額：(1人当たりの寄附金額 - 2千円) × 所得税率 × 寄附者数 / 1,000

減収額：(1人当たりの寄附金額 - 2千円) × 40% × 寄附者数 / 1,000

7. 平成23年度の税額控除対象法人

① 内閣府が全公益法人を対象に行った寄附金の受入状況によるアンケート結果によると寄附者が存在するにも関わらず、PST要件を満たさず税額控除の対象となっていない法人が全国で約19%存在する。

② 一方、PST要件を満たしている法人は全体の約34%である。

③ 以上より、減収見込みのうち、19/53が税額控除の全面適用することにより、新たに減収となるものである。

④ よって減収見込み額は、  
 9億円 × 19/53 = 約 3 億円